

兵庫県造林事業実施要領

平成23年7月1日付け林第1446号

最終改正 令和6年4月1日付け林第1134号

(趣旨)

第1 造林事業の実施については、造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号、以下「規則」という。）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知、以下「国実施要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知、以下「国実施要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部森林整備課長通知、以下「国運用」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知、以下「農山漁村要綱」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知、以下「農山漁村要領」という。）に定めるところによるほか、この実施要領によるものとする。

(事業内容)

第2 規則別表に定める造林事業のうち、知事が別に定めるものとは、国実施要領第1の2又は農山漁村要領別紙6（森林整備事業に係る運用）第4の2、3に定める事業とする。

(実施計画の作成等)

第3 市町長は、あらかじめ、所轄の森林組合等事業主体の事業量の把握に努め、翌年度に実施する造林事業の予定量等を調査し、毎年度9月30日までに県民局長または県民センター長（以下「局長等」という。）へ、実施計画書（様式第1号）を提出するものとする。

なお、農山漁村地域整備交付金事業については、別に定める農山漁村地域整備計画等策定に係る事務処理要領に基づくものとする。

2 実施計画書の提出を受けた局長等は、国実施要綱、同要領、同運用等関係通知に適合しているか内容を審査し、適当と認めた場合は、実施計画とりまとめ書（様式第2号）を作成し、知事へ提出するものとする。

3 知事は、提出のあった内容を精査し国との予算調整を行い、必要な事業量に対しての予算の確保に努めるものとする。

4 知事は、国との予算調整の結果に基づき、県下の事業量を調整した後、国実施要領第2の3に定める実施計画書を国へ提出するものとする。

(事業量の決定)

第4 知事は、前条の実施計画書並びに事業予算を勘案して、事業量及び事業費を決定し、局長等に通知するとともに事業実施に要する予算を割当する。

(事業の推進)

第5 局長等は、前項の通知に基づき、事業量及び事業費について市町長に通知するとともに、市町長と連携し、森林組合等事業主体に対し、その実行について技術的、行政的指導を行い、事業の完遂を図るものとする。

(補助金の交付申請)

第6 造林事業のうち、特定森林造成事業について補助を受けようとする者は、農山漁村要領別紙6第5の3に規定する事前計画書(様式第3-1-2号)を、事業着手の20日前までに管轄する局長等へ提出し、指導・助言に従い事業を実施しなければならない。

2 事業主体は、規則別表に定める事業を終了した場合は、規則第10条の定めにより、事業地を管轄する局長等へ補助金の交付申請(様式第3-2号)を行うものとする。なお、申請に当たっては、必要に応じて別紙1に定める書類を添付すること。

3 補助金の交付を受けようとする者は、申請する当該事業の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、補助金交付申請書の備考欄にそのことを記載しなければならない。この場合に、知事は仕入れに係る消費税等相当額を減じて得た額について交付決定を行うものとする。

(竣工検査)

第7 局長等は、造林事業補助金交付申請書を受領したときは、別紙1「兵庫県造林事業竣工検査内規」に定める検査を行い、検査調書(様式第4号)を作成するものとする。

(補助金の交付の決定)

第8 局長等は、造林事業補助金交付申請書並びに検査調書により補助金額を決定し、交付決定の内容及びこれに付した条件を、造林事業補助金交付決定通知書(様式第5-1号、5-2号)により、申請者に通知するものとする。

なお、この場合において、規則第11条に規定する補助金の額の確定通知については、補助金の交付決定通知書によりなされたものとみなす。

2 局長等は、補助の決定にあたっては、次に掲げる事項に該当するものは不決定とする。

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)に違反して行ったもの

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)に違反して行ったもの

(3) 保安林等で違反伐採した跡地に行ったもの

(4) 都市計画法その他法令に基づき森林以外の用に供されることが明らかな林地において行ったもの

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(6) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者

3 補助金の額の確定後に、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告(様式第6号)するとともに、知事の返還命令(様式第8号)を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

(補助金交付完了報告)

第9 局長等は、補助金の交付が完了したときは、すみやかに造林事業補助金交付完了報告(様式第7号)を知事に提出するとともに、その写を市町長に通知するものとする。

(造林地等の保育管理)

第10 局長等は、造林地の保育管理について、技術的な指導及び森林保険の加入について助言を行うものとする。

2 森林作業道の維持管理については、国運用第10の3に基づき森林作業道台帳を作成し実施するものとする。

(補助金の返還等)

第11 局長等は、規則に基づく補助金の返還及び補助金の交付の決定の取消しをしようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び森林法第10条の2に規定する開発行為の許可等を確認し、規則第14条第2項の規定に基づくものにあつては補助金返還命令書(様式第8号)、規則第14条第1項の規定に基づくものにあつては交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 局長等は、補助金の返還が完了したときは、返還完了報告(様式第10号)により知事に報告するものとする。

3 国実施要領第10の(2)の別表4の査定係数(2)の(イ)の森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあつては、国実施要領第12の1の(2)と同様の取扱とする。

(施行地等の転用の届出)

第12 事業主体が、国実施要領第12の1の(1)に規定する転用等を行なう場合は、着手する30日前までに、別紙2の定めにより知事に届け出等を行わなければならない。

(補助金の請求)

第13 規則第12条に定める補助金の請求は、造林事業補助金請求書(様式第11号)により行うものとする。

(事務取扱基準)

第14 造林事業の補助金執行及び管理については、別紙3「兵庫県造林事業補助金事務取扱基準」に基づき適切に取り扱うこと。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成24年12月3日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成25年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成26年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成26年9月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成27年2月18日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成27年9月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成30年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和元年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和2年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和3年3月31日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和5年9月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

作業種	添付すべき書類	様式	備考
共通	申請内訳表	様式第3-2内訳表	
	施業箇所位置図	様式第3-2-1	
	施業図	様式第3-2-2	
	社会保険等加入状況調査表 【社会保険等の加入実態状況調査表】	様式第3-2-3	
	実行経費内訳書		
	請負契約書（写）		
	森林経営計画の作成に関する同意書	様式第3-2-4	<ul style="list-style-type: none"> ・特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき行われる事業であって、申請後に森林経営計画の対象森林となる林分において行う場合。 ・林班内に森林経営計画が作成されていない場合は、「森林経営委託契約書（写）」を添付。
	委任状 【委任状及び精算依頼書】	様式第3-2-5	代理申請のみ
	施業実施協定書（写）		事業主体が、森林法施行令第11条第7号で定める特定非営利法人等のみ
	受委託契約書（写）		
	分収林契約書（写）		
	協定書・同意書等（写）		事業主体の権原がわかる書類
	測量野帳		
	写真		別記「写真管理基準」
	第8の2の(5)及び(6)に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書	様式第3-2-6	交付申請者が国及び地方公共団体以外の者である場合
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート	様式第3-2-7		
環境負荷低減チェックシート	様式第3-2-8		
特定機能回復事業	森林所有者等との協定書（写）		
	鳥獣対策連絡調整結果報告書		

	添付すべき書類	様式	備考
人工造林 ・ 樹下 植栽	伐採及び伐採後の造林に関する届出書等（写）		
	地拵え（片付けのみ）ha当たり人工数算出根拠資料	様式第3-2-9	地拵えのみ
	苗木受払簿		
	補植根拠資料	様式第3-2-10	補植のみ
下刈り	下刈り必要性認証資料	様式第3-2-11	令和4年度以降の植栽地において行う4回目以降の下刈りのみ
保育間伐	平均胸高直径調査表	様式第3-2-12	
間伐 ・ 更新 伐	搬出材積集計表	様式第3-2-13	
	複数年実施にかかる認定書（写）		
	施業面積・搬出材積一覧表		
	施業箇所位置図		
	本数密度・収量比数確認表	様式第3-2-14	12齢級以下の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分以外の林分において行う間伐のみ
付帯施設整備	支柱本数確認資料		立木利用柵の支柱設置、既設獣害防護柵の支柱補修の場合のみ
作業道	森林作業道整備線形図 【森林作業道工事明細表】	様式第3-2-15	
	森林作業道台帳（写）		
	森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料		森林作業道の復旧を実施する場合に限る
	森林作業道チェックリスト	様式第3-2-16	

年度実施計画書

市町名： _____

森林環境保全直接支援事業

(単位：ha, m, 本, 千円)

区分		令和 年度計画			
		事業量	単価	事業費	国費
森林整備	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	間伐（搬出間伐）				
	間伐（切捨間伐）				
	更新伐				
付帯施設整備	獣害防護柵				
	立木利用柵				
	支柱設置				
	単木防除				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道整備					
合計	森林整備 (ha)	0.00		0	0
	付帯施設整備	0.00		0	0
	森林作業道整備 (m)	0.00		0	0

※分収方式による森林整備等に係る計画は別様として集計。

特定機能回復事業

森林緊急造成事業、被害森林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、林相転換特別対策（特定スギ人工林）事業

(単位：ha, m, 本, 千円)

区分		令和 年度計画			
		事業量	単価	事業費	国費
森林整備	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	一貫作業				
	更新伐				
	衛生伐（保全松林）				
付帯施設整備	獣害防護柵				
	立木利用柵				
	支柱設置				
	単木防除				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道整備					
合計	森林整備 (ha)	0.00		0	0
	付帯施設整備	0.00		0	0
	森林作業道整備 (m)	0.00		0	0

年度実施計画とりまとめ書

県民局名： _____

森林環境保全直接支援事業

(単位：ha, m, 本, 千円)

区分		令和 年度計画			
		事業量	単価	事業費	国費
森林整備	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	間伐（搬出間伐）				
	間伐（切捨間伐）				
	更新伐				
付帯施設整備	獣害防護柵				
	立木利用柵				
	支柱設置				
	単木防除				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道整備					
合計	森林整備 (ha)	0.00		0	0
	付帯施設整備	0.00		0	0
	森林作業道整備 (m)	0.00		0	0

※分取方式による森林整備等に係る計画は別様として集計。

特定機能回復事業

森林緊急造成事業、被害森林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、林相転換特別対策（特定スギ人工林）事業

(単位：ha, m, 本, 千円)

区分		令和 年度計画			
		事業量	単価	事業費	国費
森林整備	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	一貫作業				
	更新伐				
	衛生伐（保全松林）				
	付帯施設整備	獣害防護柵			
立木利用柵					
支柱設置					
単木防除					
荒廃竹林整備					
林内作業場及び林内かん水施設整備					
林床保全整備					
森林作業道整備					
合計	森林整備 (ha)	0.00		0	0
	付帯施設整備	0.00		0	0
	森林作業道整備 (m)	0.00		0	0

(様式第3-1号:内訳)

施 業 別 計 画 内 訳

1 花粉発生源植替え

番号	実施年度	申請 予定時期	所在地		森林現況			伐採搬出方法等			
			市町、大字、地番	林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	作業 システム	搬出材積 (m3)	平均材積 (m3/ha)	出材予定時期
計	計										

番号	実施年度	植栽 ※1				植栽 予定時期	付帯施設 (被害防止施設)			図面 番号	森林経営計画			※3 制限林	備考
		面積	植栽樹種	植栽品種	植栽密度 (本/ha)		施設種類	事業量	管理者		作成有無	認定番号	※2 今後の取組方針		
計	計														

2 森林作業道

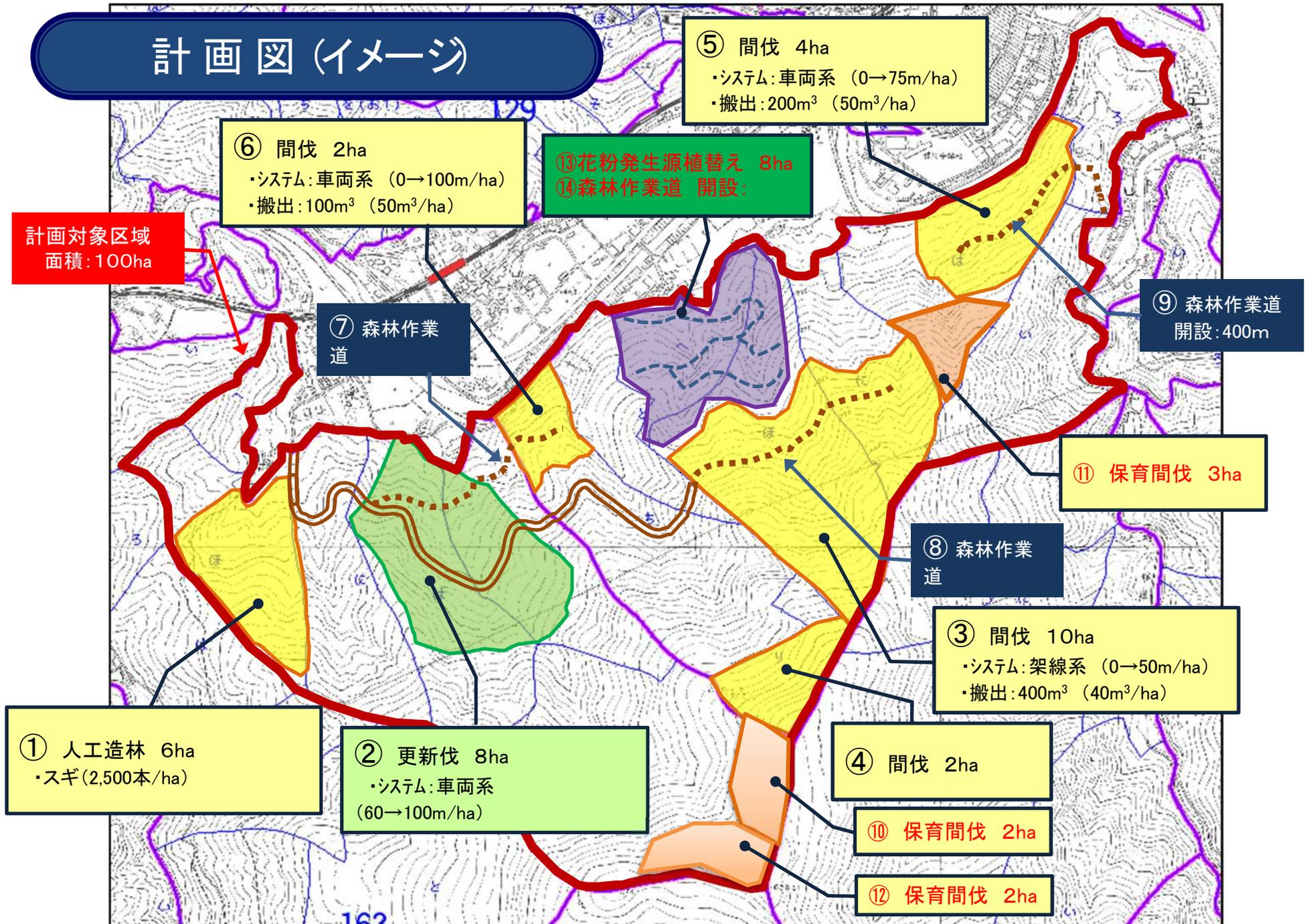
番号	実施年度	申請 予定時期	事業地		整備の内容			管理の権 原を有す る者	事業予定 区域の林 内路網密 度(m/ha)	図面 番号	※3 制限林	備考
			市町、大字、地番	林小班	開設・改良 の別	幅員 (m)	延長 (m)					
計	計											

※1 花粉症対策苗木のコンテナ苗木であることの確認のため、苗木生産業者等への苗木の発注書等の書類を添付すること。

※2 森林経営計画が作成されていない場合は、今後の計画作成に向けた取組方針。

※3 制限林は、「保安林」、「その他」を記載すること。

計画図(イメージ)



(様式第3-2号)

年 月 日
番 号

兵 庫 県 知 事 様

申請者 住所
団体名
代表者名
電話 () - 番
電子メール

造林事業補助金交付申請書

下記のとおり造林事業を完了しましたので、補助金を交付されたく、兵庫県造林事業補助金交付規則第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

(様式3-2-1)

施業箇所位置図(例)

縮尺 $\frac{1}{50,000}$	○○郡 ○○町
<p>(注) 1、施行箇所の申請番号を○印で囲み表示すること。 2、図面は、5万分の1地形図又はこれに準ずるものであること。</p>	

(様式3-2-2)

施 業 図 (例)

市町村名	林小班	事 業 名		事 業 内 容
〇〇町	56り	森林環境保全事業		間伐
施行地	樹種(林齢)	面積(ha)	所有者(住所・氏名)	
〇〇町字〇〇1-1	スギ(35)	10.1	〇〇郡〇〇町字〇〇10-10 林野 太郎	
申請番号 ①				縮尺 $\frac{1}{5,000}$
<p>(注1)面積の確定は、オルソ画像による場合を除き原則実測とする。 なお、過去の測量面積(図面)や森林計画図を用いることは可能であるが、その場合は、現地で測量杭等が確認できない場合は、竣工検査で検査員から求められた場合は、現地で主要測点を復元できるものとする。</p> <p>(注2)間伐、更新伐に係る交付申請で、施業区域内に既設の森林作業道がある場合は、その線形及び延長を記載する。なお、申請面積については下記等により作業道敷面積を控除した面積とする。 ア 周囲測量時に作業道敷を除いて測量する。 イ 補助申請区域内の作業道等の延長に森林作業道台帳上の幅員を乗じる。</p>				

社会保険等の加入実態状況調査表

No

森林所有者

事業実施期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

施業者

作業 者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	直営・請負別	備考	申請番号
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	中退共以外		中退共					
									加入	2点	加入	3点				
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
合計													0			
平均													#DIV/0!			

・各事業地ごとに作成
 ・実作業者の社会保険等の加入状況について記載(森林組合から 下請けに
 関わっている場合、下請けの実作

※証明書等の証拠書類は、補助申請者が保管し、竣工検査で検査員から求められた場合は提示する。
 ※平均点数が、1点以上7点未満は加算率「3%」、7点以上13点未満「10%」、13点以上23点未満「13%」、23点以上「18%」とする。

森林経営計画の作成に関する同意書

年 月 日

兵庫県知事 様

(森林所有者)

住所

氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

- 1 下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
- 2 知事は、関係市町長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所が存する林班内又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第1号ロに定める区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

記

- 1 令和 年度 月申請 補助金交付申請箇所

(単位：ha)

番号	市町	大字	字	地番	林小班	作業種	申請面積	申請番号

- 2 現時点で本申請箇所が森林経営計画の対象森林となる林分となっていない理由

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
- 3 間接補助事業を行う場合にあつては、上記1又は2に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあつては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと。
- 4 知事が、上記1、及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

年 月 日

（ 兵 庫 県 知 事 ）
（ ○ ○ ○ ○ ○ ） 様

住 所

（所在地）

氏 名

（ 法 人 名 ）
（ 役 員 名 ）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産 / 造林・保育 / その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

環境負荷軽減チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
記入日	令和 年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
4-	生物多様性への悪影響の防止	
4-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
4-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
5-	環境関係法令の遵守等	
5-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
5-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
5-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
5-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

地拵え（片付けのみ）ha当たり人工数算出根拠資料

施行地： _____

年月日※ ¹	人工数※ ²	地拵え 面積(ha)	ha当たり 人工数※ ³
計	0		#DIV/0!
備考			

※1 「yyyy/xx/zz」と入力

※2 地拵え（片付けのみ）に従事した人工数

※3 小数点以下切り捨て

補植根拠資料

施行地：

1 補植前	
(1) 植栽年度	
(2) 植栽面積 (ha)	
(3) 植栽本数 (実本数)	
(4) 枯損苗本数 (実本数)	
(5) 枯損率	#DIV/0!
2 補植後	
(1) 補植本数 (実本数)	
(2) 補植後の植栽本数 (実本数)	
(3) ha当たりの補植本数	#DIV/0!
備考	

下刈り必要性認証資料

市町村名 : _____
 林班・林小班名 : _____
 現地確認日 : _____
 下刈り実施（予定）日 : _____
 樹種 : _____
 植栽密度 : _____
 下刈り実績 : _____

標準地No.

植栽木	優勢木※1	被圧木※2	優勢木割合	植栽木樹高(m)	占有植生	占有植生最大高(m) ※3
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計/割合/平均樹高	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
備考						

※ 標準地の面積は100m²以上とする。
 標準地の数は1施行地が1ha未満は1箇所以上、1ha以上は3箇所以上とする。

※1 梢端部が雑草木を上回る植栽木
 ※2 梢端部が雑草木を下回る植栽木
 ※3 木本類については、毎年伸び続けるが、当年度に見込まれる高さを記載する。

平均胸高直径調査表

森林所有者：

事業地：

樹種：

林齢：

胸高直径 (cm)	標準地					本数計	胸高直径 合計 (cm)
	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5		
4						0	0
6						0	0
8						0	0
10						0	0
12						0	0
14						0	0
16						0	0
18						0	0
20						0	0
22						0	0
24						0	0
26						0	0
28						0	0
30						0	0
32						0	0
34						0	0
36						0	0
38						0	0
40						0	0
合計(本)	0	0	0	0	0	(B) 0	(A) 0

平均胸高直径 (cm) (A) ÷ (B)	#DIV/0!
-----------------------	---------

※標準地の面積は100m²以上とする
 標準地の数は1施行地が1ha未満は1箇所以上、1ha以上は3箇所以上とする

搬出材積集計表

整理番号	施行地	面積 (ha)	搬出材積 (m3)	証明書等	搬出方法	備考
計		0.00	0.00			
端数切捨			0			

ha当り搬出材積 (m3/ha)	#DIV/0!
------------------	---------

- ※1 「証明書等」とは市場の出荷証明書、納品証明書、チップ工場の受入伝票、森林組合の木材売上台帳(個別の伝票は別途整理)等
 ※2 森林環境保全整備事業実施要領第6の9(1)に基づいて実施する間伐については、備考欄に対象工場及び対象工場への供給量を記載する

本数密度・収量比数確認表

施行地
樹種

プロットNo. ^{※1}	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	平均
プロット面積											0 m ²	
成立本数											0 本	#DIV/0! 本/ha ①
上層木平均樹高 ^{※2}											0.0 m	#DIV/0! m ②

現況収量比数 #DIV/0! ①、②から算出

※1 標準地の面積は100m²以上とする。標準地の数は1施行地が1ha未満は1箇所以上、1ha以上は3箇所以上とする。

※2 標準地の林冠を形成している上層木4本を確認し樹高を測定する。

森林作業道工事明細表

施行地
幅員 m 延長 m
申請者住所
氏名

第1 工事明細表

区分	数量	単位	単価	金額	備考
土工(切土、盛土)		m		0	
小計(直接費A)				0	
				0	
小計(直接費B)				0	
				0	
				0	
				0	
小計(直接費C)				0	
直接費合計 ①				0	A+B+C=()
共通仮設費(10.7%) ②	10.7%			0	① * 10.7%=()
小計 ③				0	③=①+②
現場管理費				-	
法定福利費				-	
間接費 ④	0%			0	④=③ * 間接比率 =()
小計(工事価格) ⑤				0	⑤=③+④
消費税相当額 ⑥	10%			0	⑥=⑤ * 10%
計(本工事費) ⑦				0	⑦=⑤+⑥
					実行経費

第2 各種工種数量計算表(様式は、任意とする。)

第3 附図

1 線形図

縮尺5千分の1の森林計画図その他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長を記載する。

2 平面図

縮尺は原則として1/500~1/1,000とし、線形、起点、終点及び測定番号、工作物等を記載したもの。

3 横断面図

標準断面(縮尺は1/100を標準とする。)及び標準設計。

4 構造図

縮尺は原則として1/50~1/100とし、構造の複雑な工作物については、側面、正面、平面を記載したもの。

第4 工事写真帳

※ 消費税については、補助金の最終受益者が課税事業者でない場合のみ計上

※ 市町が請け負いに付した場合は、実行経費を実行経費欄にその金額を記載する

森林作業道チェックリスト

路線名	
施工延長	

区分		チェック項目	チェック欄
路線計画	基本事項	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ④ 作設箇所は原則として35°未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑤ 急傾斜地のO次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならぬ場合は、区間を極力短くする。 ⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑦ 作設箇所について、やむを得ず35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。 ⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。	□

施工	幅員	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。	<input type="checkbox"/>
	縦断勾配	<p>① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。</p> <p>② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。</p> <p>③ 現地条件が良い場合は概ね10°以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね14°とする。</p> <p>④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。</p>	<input type="checkbox"/>
	排水施設	<p>① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。</p> <p>③ 排水溝は、原則として開きよとする。</p> <p>④ 小溪流の横断は、原則として洗い越し施工とする。</p> <p>⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。</p> <p>⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。</p> <p>⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。</p> <p>⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。</p> <p>⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。</p>	<input type="checkbox"/>
	切土・盛土	<p>① 土質に応じた施工方法により実施する。</p> <p>② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。</p> <p>③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p>	<input type="checkbox"/>
	切土	<p>① 切土高は1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工に配慮する。</p> <p>② 切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合が3分を基本として施工する。</p>	<input type="checkbox"/>

盛土	<p>① 複数層に区分し、各層30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。</p> <p>② 盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。</p> <p>③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。</p> <p>④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。</p> <p>⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。</p>	□
曲線部	<p>林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。</p>	□
構造物等	<p>① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。</p> <p>② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。</p> <p>③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、碎石を施すなどの対策をとる。</p> <p>④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。</p> <p>⑤ 2t積トラックなど接地圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。</p>	□
伐開	<p>① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。</p> <p>② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。</p> <p>③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。</p>	□
周辺環境への配慮	<p>人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。</p>	□
管理	<p>① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。</p> <p>② 森林作業道の管理主体を明確する。</p>	□

(様式第5-1号)

[森林環境保全直接支援事業、保全松林緊急保護整備事業、被害森林整備事業、森林緊急造成事業、林相転換特別対策(特定スギ人工林)事業の場合]

造林事業補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

(補助事業者名)

様

兵庫県〇〇県民局長
兵庫県〇〇県民センター長

担当課名及び担当者名
電話 () ー 番
電子メール

年 月 日付け 第 号で申請のあった造林事業補助金については、
金 円(内訳は別紙のとおり)を下記の条件を付して交付することに決定したので通
知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は造林事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業者は、兵庫県造林事業実施要領に従わなければならない。
- 当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内(森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知、以下「国要領」という。)第1の2の(1)、(2)及び(3)の事業にあっては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備又は森林災害等復旧林道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 国要領第1の1に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額(国要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が国要領第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合においては国要領第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額)を返還すること。
- 国要領第1の1に掲げる事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額(国要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のう

ち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差)を返還すること。

- 6 補植、保育等成林に必要な保育管理を徹底すること。
- 7 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- 8 7に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 9 「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知、以下「長期育成循環施業通知」という。）に規定される更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- 10 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- 11 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 12 消費税の申告により、当該補助金に係る仕入税額控除の対象となる消費税相当額が確定した場合には、その金額を知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
ただし、当該金額に係る仕入税額控除の対象となる消費税相当額があることを明らかにして補助金交付申請をし、消費税分を見込まない標準単価により決定された補助金の交付を受けた場合はこの限りではない。

(様式第 5-2 号)

[森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業の場合]

造林事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

(補助事業者名)

様

兵庫県〇〇県民局長
兵庫県〇〇県民センター長

担当課名及び担当者名
電話 () ー 番
電子メール

年 月 日付け 第 号で申請のあった造林事業補助金については、
金 円 (内訳は別紙のとおり) を下記の条件を付して交付することに決定したので通
知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は造林事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業者は、兵庫県造林事業実施要領に従わなければならない。
- 本事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に(ア)に掲げる行為又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に(イ)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同様。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
(ア) 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。
(イ) 本事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為。
- 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該森林作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
ただし、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知)別紙6(以下「農山漁村要領別紙」)の第4の9の(5)の規定に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- 5 農山漁村要領別紙6第4の9の(3)のイの規定による場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあっては、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 6 補植、保育等成林に必要な保育管理を徹底すること。
- 7 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。
ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- 8 7に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 9 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 10 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
- 11 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 12 消費税の申告により、当該補助金に係る仕入税額控除の対象となる消費税相当額が確定した場合には、その金額を知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
ただし、当該金額に係る仕入税額控除の対象となる消費税相当額があることを明らかにして補助金交付申請をし、消費税分を見込まない標準単価により決定された補助金の交付を受けた場合はこの限りではない。

(様式第6号)

第 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

補助事業者
(団体等名及び代表者氏名)

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった造林事業補助金について、兵庫県造林事業実施要領第6の3規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金交付決定額	円
2	実施要領第6第3項の規定により補助金の減額を受けた 仕入税額控除の対象となる消費税相当額	円
3	消費税の申告により確定した当該補助金に係る 仕入税控除額の対象となる消費税相当額	円
4	補助金返還相当額	円

(注) 参考となる資料を添付すること。

(様式第7号)

第 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

県 民 局 長
県民センター長

年度 造林事業補助金交付完了報告について

年度事業に対する補助金の交付を完了したので、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の精算

事業名	令達額	既執行額	今回執行額	差 引	備考
	円	円	円	円	
計					

※事業ごとに記載する。

2 補助金交付決定通知年月日

3 補助金交付年月日

4 造林事業集計表（別紙様式）

（注）森林クラウドシステムデータ等の提出により4を省略することができる。

第 年 月 日

造林事業補助金返還命令書

市 町
郡
様

県 民 局 長
県民センター長

年 月 日付け 第 号で決定し、交付した補助金について、造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）第14条第2項の規定により、下記のとおりその返還を命ずる。

記

- 1 返 還 金 額 円
2 返 還 期 限 年 月 日

(様式第9号)

第 年 月 日 号

造林事業補助金交付決定取消通知（及び返還命令）書

市 町
郡
様

県 民 局 長
県民センター長

年 月 日付け 第 号で交付の決定を通知した補助金について、造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）第14条第1項第 号の規定により補助金の交付の決定（の一部）を取り消したので通知する。

なお、すでに交付した補助金については、造林事業補助金交付規則第14条第2項の規定により、下記のとおりその返還を命ずる。

記

1 返 還 額 円

2 返 還 期 限 年 月 日

3 返 還 の 理 由

2 補助金返還までの経緯等

補助金申請				検査			補助金交付		補助金	
申請者		申請 年月日	申請 面積	検査者	検査 年月日	検査 面積	交付 年月日	補助 金額	受領 年月日	補助 金額
住所	氏名									

3 補助金返還の事由

4 添付書類

- (1) 補助金交付申請書（施業図、委任状）（写）
- (2) 検査調書（写）
- (3) 補助金交付決定通知（写）
- (4) 林地転用の届出（写）
- (5) 補助金返還命令（写）
- (6) 補助金返還金受領書（写）
- (7) 林地開発の許可（写）

造林事業補助金請求書

年 月 日

兵庫県知事 殿

請求者 住所
団体名
代表者名
電話 () ー 番
電子メール

年 月 日付け第 号で通知を受けた補助金を交付されるよう造林事業補助金交付規則第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

兵庫県造林事業実施要領（別紙1）

兵庫県造林事業竣工検査内規

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 兵庫県造林事業実施要領（以下「要領」という。）第7条に規定する竣工検査（以下「検査」という。）は、要領の規定によるほか、この内規の定めるところによる。

（検査員）

第2条 検査は、各県民局等の職員が行う。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

（検査の対象）

第3条 検査は、申請のあった施行地1箇所ごとに行う。

（検査の認定）

第4条 検査の結果、当該施行地が要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知する。

2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

（検査調書）

第5条 検査員は、検査した事項及び自らの氏名を検査調書に記入する。

（検査調書等の保存）

第6条 検査調書及びこれらに関する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5箇年間保存する。

第2章 検 査

第1節 共通事項

（検査の趣旨）

第7条 検査は、その内容が要領に定める規定に適合していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、森林環境保全整備事業実施要領の運用（以下、「国運用」という。）別表1のキの規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合は、第9条から第11条まで及び第16条から第23条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

なお、書類による検査の項目は「書類検査チェックリスト」（別紙1-1）による。

(GIS等の活用)

第8条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という。）。

2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

(施行地の位置確認)

第9条 申請書に記載された施行地の位置については、森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS等で確認する。

(施行地の区域確認)

第10条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。

2 植栽等の施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、植栽木の外周から2mの範囲で地拵えが完了している区域とする。

3 森林環境保全整備事業実施要領（以下、「国実施要領」という。）別表1の事業区分1のイ、キ、ク、ケ、コ、事業区分2の(1)のイ、カ、事業区分2の(2)のイ、キ、ク、ケ、事業区分2の(5)のイ、カ、キ、ケに規定された事業内容（以下「森林整備」という。）のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

(除地)

第11条 国運用第3の規定に基づき、施行地内の植栽不可能地であって1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

(測量成果・面積の確認)

第12条 第8条第2項のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

(1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。

(2) GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2箇所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される差は3m以内とする。

また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。

- (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

- 2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第 13 条 除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び一貫作業の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第 14 条 造林地の森林所有者及び地番の確認を「森林所有者等認定及び取扱基準」(別紙 1-2) に準じて行い、特記事項があれば、検査調書に記入する。

(申請書等の確認)

第 15 条 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

- (1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 国実施要領別表 4 に係る次の書類等

(ア) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 国実施要領別表 1 の事業区分 2 の(1)、(2)のア～シ及び(4)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 特定間伐等促進計画に基づいて事業を行う場合は、国運用第 16 の 2 の(5)の規定に基づく森林経営計画の作成に関する同意書(様式第 3-2-5)

エ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

オ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

- (2) 事業主体が森林所有者でない場合若しくは分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し(事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

- (3) 国実施要領第8第2項により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し（様式第3-2-5）

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

- (4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること（ただし、契約日が平成30年4月1日以降のものに限る。）。

- (5) 国運用第12の(2)に定める現地写真の管理については、「写真管理基準」（別紙1-3）による。

- (6) 森林経営計画に基づいて行う施業について、事業期間が当該森林経営計画の期間内に収まっていること。

事業期間：施業に必要となる調査^{注1}から現場を引き払う日の最後の作業^{注2}まで

注1：間伐における選木等

注2：周囲測量や機械器具・車輛等の運搬等

ア 作業日報等事業期間がわかる資料

（現場監督費及び社会保険料等の確認）

第16条 国実施要領第10第3号のイの間接費を加算する施行地においては社会保険等の加入実態状況調査表（様式第3-2-3）に基づき以下を確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入実態状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

第2節 施業種ごとの検査事項

（人工造林及び樹下植栽等の検査）

第17条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵え作業状況については、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されていることを確認する。
- (2) 地拵えを刈り払い機により行っている場合は、刈り払い機を使用していることを写真により確認し、植生の区分及び草丈を作業前の写真により確認する。
- (3) 地拵えを一貫作業システムの機械地拵えにより行っている場合は、車両系林業機械を使用していることを写真により確認する。
- (4) 地拵えを片付けのみにより行っている場合は、ha当たりの人工数を「地拵え

(片付けのみ) ha 当たり人工数算出根拠資料」(様式第 3-2-9) により確認する。
 (5) 植栽本数については、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という。)により、施行地の面積が 1ha 未満の場合は 1 箇所以上、1 ha 以上の場合は 3 箇所以上検査する。

ア 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本の間の延長及びその植列に直角の方向に 11 列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。

植付け(植栽)本数早見表

ha 当たり植栽本数

苗間距離 (m)	方 形 植 栽														
	列 間 距 離 (m)														
	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.5	4.0	5.0	6.0
1.0	10,000														
1.2	8,333	6,944													
1.4	7,143	5,952	5,102												
1.6	6,250	5,208	4,464	3,906											
1.8	5,556	4,630	3,968	3,472	3,086										
2.0	5,000	4,167	3,571	3,125	2,778	2,500									
2.2	4,545	3,788	3,247	2,841	2,525	2,273	2,066								
2.4	4,167	3,472	2,976	2,604	2,325	2,083	1,894	1,736							
2.6	3,846	3,205	2,747	2,404	2,137	1,923	1,748	1,603	1,497						
2.8	3,571	2,976	2,551	2,232	1,984	1,786	1,624	1,488	1,374	1,276					
3.0	3,333	2,778	2,381	2,083	1,852	1,667	1,515	1,389	1,282	1,190	1,111				
3.5	2,857	2,381	2,041	1,821	1,587	1,429	1,299	1,190	1,090	1,020	952	816			
4.0	2,500	2,083	1,786	1,563	1,389	1,250	1,136	1,042	962	893	833	714	625		
5.0	2,000	1,667	1,429	1,250	1,111	1,000	909	833	769	714	667	571	500	400	
6.0	1,667	1,389	1,191	1,042	929	833	758	694	641	595	556	476	417	333	278

注) 苗間距離及び列間距離は水平距離。

イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 100 m²を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。

- (6) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数/植栽本数により算出する。
- (7) 枯損率が 20%未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査の合格本数とする。
- (8) 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (9) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を確認する。ただし、広葉樹を植栽する場合にあっては、郷土広葉樹苗木を使用していることを確認する。なお、苗木以外の資材については購買伝票等により規格及び数量を確認する。
- (10) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (11) 補植については、「補植根拠資料」(様式第 3-2-10) により当初の植栽年度、補植前の枯損率、補植本数が枯損苗本数以下であることを確認す

る。

- (12) 1 ha当たり2,000本以下の人工造林を行った施行地で査定係数180を適用する施行地については、この施行地が「特に植栽を促進すべき区域（特に効率的な施業が可能な森林の区域）」又は「特定植栽促進区域」に含まれていることを、市町村森林整備計画又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）に基づく基本方針により確認する。

（下刈りの検査）

第18条 下刈りについては、次により確認する。

- (1) 下刈り作業状況については、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。
- (2) 下刈り回数については、施業履歴等により確認し、令和4年度以降の植栽地において行う4回目以降の下刈りについては、下刈り実施の必要性を証するに足る書類（様式第3-2-11）を添付させ、下刈りの必要性を確認する。
- (3) 3回目までの下刈りを行った施行地で査定係数180を適用する施行地については、植栽年度及び植栽密度を確認するとともに、この施行地が「特に植栽を促進すべき区域（特に効率的な施業が可能な森林の区域）」又は「特定植栽促進区域」に含まれていることを、市町村森林整備計画又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）に基づく基本方針により確認する。

（雪起こし及び倒木起こしの検査）

第19条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

- 2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位する。

（除・間伐等の検査）

第20条 除伐、保育間伐、間伐等の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積が1ha未満の場合は1箇所以上、1ha以上の場合は3箇所以上検査する。

- 2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。
- 3 間伐等における伐採木の搬出材積については、搬出材積集計表（様式第3-2-13）に基づき、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。
- 4 12 齢級以下の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分以外の林分において行う間伐については、施業体系における本数

密度を5割上回っていること又は立木の収量比数が100分の95以上であることを「本数密度・収量比数確認表」（様式第3-2-14）により確認する。

（保育間伐の検査）

第21条 12歳級を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表（様式第3-2-12）に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が18cm未満であることを確認する。

（獣害防止施設等整備の検査）

第22条 獣害防止施設等整備については、次により確認する。

（1） 獣害防護柵（立木利用柵を含む）については、次の点により県で定める標準設計仕様以上の効果が発揮できることを確認するものとする。なお、立木利用柵で支柱を設置した場合は、設置支柱の箇所及び本数を記した図面を添付させ、アの測線は支柱が設置されている測線とする。また、支柱のタイプ（通常／耐雪）については購買伝票等による確認も可とする。

ア 2箇所以上の測線延長（2箇所以上測線がとれない場合は、1箇所の測線延長）

イ アの測線においてネットの高さ、網目、ネットのタイプ（スカートネットなし／外付けスカートネットあり／L型防護ネット）、支柱（立木利用柵で支柱設置の場合のみ）、アンカー間隔

（2） 既設獣害防護柵の支柱の補修については、補修支柱の箇所及び本数を記した図面を添付させ、次の点を確認するものとする。なお、支柱のタイプ（通常／耐雪）については購買伝票等による確認も可とする。

ア 施行地が、市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域に含まれていること

イ 2箇所以上の補修箇所の測線において支柱のタイプ、補修支柱本数（2箇所以上測線がとれない場合は、1箇所の測線）

（3） 単木防除については、資材タイプ（硬質筒状（チューブ）／軟質網状（ネット））、本体長、支柱本数（資材タイプが硬質筒状（チューブ）の場合に確認）を確認する。

（森林作業道の検査）

第23条 森林作業道については、兵庫県森林作業道作設指針（平成23年6月1日付け林第1304号）に規定する必要な項目を確認する。

2 当該森林作業道と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

3 延長の検査は、延長100m以内に1箇所以上の測線につき実測により行う。

（林齢の検査）

第24条 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等

により確認する。

(その他の検査)

第 25 条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第 3 節 現地での確認

(現地確認の手法)

第 26 条 第 7 条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。なお、信頼性を確保するため、無作為抽出の方法は「無作為抽出にかかる留意事項」(別紙 1-4)に定める手順によるとともに、抽出に当たっては林務部局以外の職員等が行う。

(1) 国実施要領別表 1 の事業区分 1 のキに定める除伐(不用木の除去を除く)、クに定める保育間伐、ケに定める間伐及びコに定める更新伐(以下「間伐等」という。)の施行地であって、国実施要領別表 1 の事業区分 1 の事業規模に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

ア 申請者の 1 申請に係る申請単位の数が 1 つである場合は、当該申請に係る施行地数の 1/10 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地

イ 申請者の 1 申請に係る申請単位が複数ある場合は、あらかじめ申請単位数に応じ無作為抽出する申請単位数を定め、無作為抽出された申請単位において、1 申請に係る総施行地数の 1/10 以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地

1申請に係る 申請単位数	1	2～4	5～8	9～12	13～16	17～20	21以上
抽出申請 単位数	1	2	3	4	5	6	4申請単位 毎に1追加

(2) (1)以外の施行地であって 1 施行地面積が 1 ha 未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその 1/10 以上に相当する数の施行地にて実施する。

2 前項により現地確認を実施した施行地の検査調書には「現地確認」と記入し、施業図又は検査調書に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSS データが記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検出した線又は検測点
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

3 現地確認において疑義が認められた場合は、前 1 項を適用しない。

(現地確認の体制)

第 27 条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2 名以上の体制により実施する。

(立 会)

第 28 条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(写 真)

第 29 条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として GNSS データが記録されたものとする。

第 3 章 補助金査定

(補助金の査定)

第 30 条 補助金額については、次により査定するものとする。

(1) 標準経費

標準経費は、標準単価に事業量を乗じて、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成 23 年 3 月 31 日 づけ 22 林整整第 857 号 林野庁整備課長通知）による間接費率を乗じ求めた額とする。

なお、森林作業道については、直接費に共通仮設費率と間接費率を乗じ求めた額とする。

(2) 補助金額

補助金額は次の式により算出する。

なお、以下のア) 及びイ) について、市町が請負に付して実行した場合は、次の式により求めた額と実行経費に査定係数と補助率を乗じて求められた額とのいずれか低い額とする。

ア) 森林整備事業

標準単価 × (1 + 間接費率) × 事業量 × 消費税 × 査定係数 / 100 = 査定事業費とし、補助率を乗じて求めた額を補助金額とする。

なお、査定事業費を求めた段階で千円未満を切り捨てとする。

イ) 森林作業道

(直接費 L1 (標準単価に土工延長を乗じたもの) + 直接費 L2 (簡易な構造物が必要な場合 (延長 1 m 当たり土工と同程度の単価の範囲内)) × (1 + 共通仮設費率) × (1 + 間接費率) × 消費税 × 査定係数 / 100 = 査定事業費とし、補助率を乗じて求めた額を補助金額とする。

なお、地形や地質、土質の条件から上記が適用できない部分については、L3 (森林整備保全事業設計積算要領に基づく積算) × (1 + 共通仮設費率) × (1 + 間接費率) × 消費税により加算額を算出できるが、あらかじめ事業実施前に設計図書等を作成の上、農林 (水産) 振興事務所 (以下、農林) に必要性を含めて事前協議を行うこととする。(別紙 1 - 5) 参照)

また、直接費計及び共通仮設費率、間接費率、査定係数を乗じた段階ごとにおいて、千円未満を切り捨てとする。

森林作業道の査定については、作業道工事明細表（査定）（別紙 1－様式第 1 号）により行うものとする。

ウ) 森林空間総合整備事業

実行経費に交付率を乗じて求めた額を補助金額とする。

（申請単位が複数農林にまたがる場合の取扱い）

第31条 国実施要領別表 1 の事業区分 1 の事業規模の要件について、間伐等の申請単位が複数農林にまたがる場合は、事業地を所管する各農林へ申請要件への適合を説明する資料（該当農林以外への申請書の写しを含む）を添付のうえ、補助金の交付申請を行う。

- 2 申請書を受理した農林は、現地検査及び書類検査を行った後、相互に検査結果を通知（別紙 1－様式第 2 号）するとともに、関係農林の検査結果を確認のうえ査定を行う。

書類検査チェックリスト

書 類 等 名	摘 要	添付	検査のみ	対 象 事 業		
				直接支援事業	間伐・更新伐	特定森林再生事業
申請内訳表	施行地地番、事業主体、森林所有者、面積、事業内容、施業者、雇用の有無等	★		○	○	○
施業箇所位置図	1/5万の地形図等に施行地の位置と申請番号を記載	★		○	○	○
施業図	計画図(縮尺1/5千、施行地の区域を記載)、実測図(任意縮尺、測点の内一点のGPS座標を明記)	★		○	○	○
搬出材積集計表	別記様式1のとおり	★			○	
証拠書類	市場入荷伝票等		★		○	
社会保険等加入状況調査表 【社会保険等の加入実態状況調査表】		★		○	○	○
証拠書類	各種社会保険料領収書等		★	○	○	○
実行経費内訳書		★		○	○	○
請負契約書(写)		★		○	○	○
森林作業道整備線形図 【森林作業道工事明細表】	1/5千の計画図等に線形、延長を記載	★		○		○
森林作業道台帳(写)	兵庫県作業道作設指針 様式2	★		○		○
森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料		★		○		○
森林作業道チェックリスト		★		○		○
複数年実施にかかる認定書(写)		★			○	
森林経営計画の作成に関する同意書	※林班内に森林経営計画が作成されていない場合は、「森林経営委託契約書(写)」を添付	★		○	○	
伐採及び伐採後の造林に関する届出書等(写)		★		○		○
伐採及び伐採後の造林に関する届出書等		★	★	○		○
施業面積・搬出材積一覧表		★		○		○
施業箇所位置図		★			○	
森林所有者等との協定書(写)		★				○
施業実施協定書(写)		★		○	○	○
団体規約(写)			★	○	○	○
受委託契約書(写)		★		○	○	○
分収林契約書(写)			★	○	○	○
協定書・同意書等(写)	事業主体の権原がわかる書類	★		○	○	○
平均胸高直径調査表	別記様式2のとおり	★		○		○
測量野帳		★		○	○	○
写真	別記「写真管理基準」のとおり	★		○	○	○
森林経営計画書			★	○	○	△
事業期間がわかる資料	作業日報等		★	○	○	△
地拵え(片付けのみ)ha当たり人工数算出根拠資料		★		○		○
苗木受払簿		★		○		○
補植根拠資料		★		○		○
下刈り必要性認証資料		★		○		○
本数密度・収量比数確認表		★			○	
支柱本数確認資料		★		○		○
鳥獣対策連絡調整結果報告書		★				○
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート		★		○	○	○
環境負荷低減チェックシート		★		○	○	○

森林所有者等認定及び取扱基準

1 森林組合又は森林所有者は、申請者及び申請地番については、森林経営計画等、不動産登記簿若しくは土地課税台帳（土地課税補充台帳を含む。）のいずれか（以下「台帳等」という。）により確認し、台帳等に記載の氏名（以下「記載者」という。）及び地番で申請することを原則とする。

この場合の確認とは閲覧で足りるものとし、特記事項があれば申請書の余白に記しておくこと。

2 台帳等の記載と森林所有者が一致しないこと等が明らかなきは、次の例にとおり扱う。

事 例		申請書等の記載	添付証拠書類
個 人 有 林	① 記載者が成年に達していないとき	記載者氏名＋親権者続柄 親 権 者 氏 名	不 要
	② 記載者が既に死亡しているとき	記載者氏名（死亡）＋続柄 現実の造林者（納税者） 氏名	（ア 相続人が1人のとき） 不 要 （イ 相続人が親子、夫婦、 兄弟等複数人のときは次の いずれかの書類） i 当該造林地の固定資 産税を納税した証拠 ii 木竹を所有し育成す る権限を認める旨の他 の相続人の同意書

個人 所有 林	③申請した後、補助金交付前に申請者が死亡したとき	申請者氏名（死亡）＋続柄 現在の受領者氏名	②の扱いに準ずる。
	④記載者が外国その他遠方に居住しているとき	記載者氏名＋代理人（続柄） 現在の造林者又は「山守」の氏名	②のイの扱いに準ずる。
	⑤林地の所有権又は地上権等の使用収益権を譲渡し又は売買し、台帳等の記載者氏名を変更していないとき	現在の造林者氏名	売買契約書等の写。ないときは造林者に権限がある旨の両当事者の念書
社 寺 林	⑥記載者が「××寺」「××社」となっているとき	(ア 原則) ××寺（社） 代表役員（氏名） (イ 宗教法人として登記していない等経営の実質によっては入会林野を参考に行なう)	不 要
共有 林	⑦共有林を共同利用しているとき	××造林組合（例）代表 代表者の氏名	(ア登記しているとき) 不 要 (イ口約束等登記していないとき) 代表であることを証する 書面
	⑧共有林を分割利用しているとき	当該利用者の氏名	造林を認める旨の共有林代表者の証明

入 会 林	⑨入会林野を共同利用 (直轄利用) している とき	××部落(例) 代表 入会権者の代表者の氏名	不 要
	⑩入会林野を分割利用し ているとき	当該利用者の氏名	造林を認める旨の入会権者の 代表者及び役員(区長及び組 長等)の証明
旧 慣 使 用 林	⑪旧慣使用林野を共同利 用しているとき	××会(例) 代表 旧慣使用権者の代表者の 氏名	旧慣使用林野であることにつ いての市町村長の証明
	⑫旧慣使用林野を分割利 用しているとき	当該利用者の氏名	旧慣使用林野であること及び 分割利用者であることについ ての市町村長の証明
地 上 権 等	⑬上記以外の地上権者、 賃借権者等の使用収益 権者(分収造林契約に おける造林者及び費用 負担者を含む。)のと き	当該有権者(複数であると きはその代表者)の氏名	当該権利証書又は契約書等の 写し
上記以外のもの			不動産登記簿謄本等

3 施業図の「造林地」欄に記入する造林地の地番については、該当する地番はすべて記入する。交付申請書の造林内訳表の「造林地」欄は「〇〇番地外〇筆」の表記で足りるものとする。無番地は「無番地」と記入する。

写真管理基準

作業種		撮影対象	時期	必要枚数	留意事項	
造林・保育	地帯え	刈り払い機	作業状況	作業前・後	1 施行地が 1 ha未満は 1 枚以上、 1 ha以上は 3 枚以上	標準的な作業箇所とすること
			刈り払い機使用状況	作業中	施行地ごと 1 枚以上	現場で刈り払い機を使用していることが分かるように撮る
			占有植生 (植生の区分及び草丈)	作業前	施行地ごと 1 枚以上	植生の区分及び草丈の寸法が確認できるように撮る
		一貫作業システム	作業状況	作業前・後	1 施行地が 1 ha未満は 1 枚以上、 1 ha以上は 3 枚以上	標準的な作業箇所とすること
			車両系林業機械使用状況	作業中	施行地ごと 1 枚以上	現場で車両系林業機械を使用していることが分かるように撮る
			片付けのみ	作業状況	作業前・後	1 施行地が 1 ha未満は 1 枚以上、 1 ha以上は 3 枚以上
	下刈	作業状況・植栽木の競合状況	作業前・後	全体を確認できる場合は 1 枚、 困難な場合は数枚に分ける	作業状況、占有植生、植栽木の競合状態が確認できるように撮る	
	植栽、補植、雪起こし、 倒木起こし、枝打、除伐、 保育間伐、間伐、更新伐	作業状況	作業前・後	1 施行地が 1 ha未満は 1 枚以上、 1 ha以上は 3 枚以上	標準的な作業箇所とすること	
	選木	作業状況	作業前・後	1 施行地が 1 ha未満は 1 枚以上、 1 ha以上は 3 枚以上	伐倒対象木のマーキング状況が確認できるように撮る	
	保育間伐、更新伐 (気象害等の被害地の場合)	被害状況	作業前	1 施行地が 1 ha未満は 1 枚以上、 1 ha以上は 3 枚以上	作業状況写真とは別に撮る	
	間伐、更新伐、花粉発生源対 策促進事業 (搬出を伴う場 合)	搬出状況・搬出方法	搬出状況	作業中	施行地ごと 1 枚以上	車両系、架線系が確認できるように撮る
			造材機械使用状況 (単箇区分で小型機械 (0.28 m)、チェーンソー造材を適用する場合のみ)	作業中	施行地ごと 1 枚以上	機械の規格が分かるように撮る
搬出木 (現地検寸等で市場等の伝票 が無い場合)			本数	集積後	はい積みごと 1 枚以上	集積した本数が確認できるように撮る 検寸野帳と本数が合致すること
寸法	はい積みごと搬出木 3 本以上	長さ、末口径にテープをあて、寸法が確認できるように撮る 検寸野帳で撮影した搬出木が確認出来ること				
獣害防 止施設 等整備	獣害防護柵・立木利用柵	作業状況	作業前	施行地ごと 1 枚以上	標準的な作業箇所とすること	
			作業後	施行地ごと 1 枚以上	支柱 (利用立木) にポールを立て、ネット高が確認できるように撮る 支柱 (利用立木) 間にテープを張り、支柱 (利用立木) 間隔、アンカー間隔が確認できるように撮る	
	既設獣害防護柵の支柱補修	作業状況	作業前・後	施行地ごと 1 枚以上	標準的な作業箇所とすること 既設の支柱が再利用不可であることが確認できるように撮る	
	単木防除	作業状況	作業前	施行地ごと 1 枚以上	標準的な作業箇所とすること	
作業後			施行地ごと 1 枚以上	資材タイプ、支柱本数 (資材タイプが硬質筒状 (チューブ) の場合) が確認できるように撮る		
森林 作業道	路線測量	測量実施状況	測量中	1 路線が 100m未満は 1 枚以上、 100m以上は 3 枚以上	測点 (測量起点必須) にポールを立て、ポケットコンパス等での計測状況を撮る	
	森林作業道整備	作業状況	作業前・中・後	1 路線が 100m未満は 1 枚以上、 100m以上は 3 枚以上	100m未満の路線は「起点」、100m以上の路線は「起点・中間点・終点」相当箇所を撮る	
			幅員	作業後	1 路線が 100m未満は 1 枚以上、 100m以上は 3 枚以上	路面にポールを置き、幅員が確認できるように撮る
		簡易構造物	全工種	作業前	箇所ごと 1 枚以上	簡易構造物設置箇所の作業前状況を撮る
				材料 (製品)	作業前	部材ごと 1 枚以上
			路盤厚	作業中	路線ごと 1 枚以上	路盤厚 (10cm) が確認できるようコンベックス等を使用し撮る
					箇所ごと 1 枚以上	埋戻し等により完成後確認できない部分 (栗石等の中詰材) を確認できるように撮る
			その他工種	箇所ごと 1 枚以上	完成後確認できない部分 (寸法、規格等) を確認できるように撮る	
	全工種	作業後	箇所ごと 1 枚以上	構造が確認できるように撮る		
森林作業道整備【復旧】 (気象害等の被害地の場合)	被害状況	作業前	箇所ごと 1 枚以上	作業状況写真とは別に撮る		

※ 1 写真は、原則として撮影箇所のGPS座標が確認出来るものとする。

※ 2 写真には、「場所」、「日付」、「作業種」、「撮影対象」を記載した黒板等を映し込んで管理すること

※ 3 「衛生伐」については、県で定める「森林病虫害等防除事業実施要領」の「別紙 5 森林病虫害等防除事業写真撮影箇所一覧表」の以下の工種に準じること
「衛生伐A」→「伐倒駆除等」、「衛生伐B」→「景観伐倒」、「衛生伐C」→「特別伐倒駆除」

無作為抽出にかかる留意事項

兵庫県造林事業竣工検査内規第 26 条の 1 に定める現地検査を行う際の無作為抽出は別途定める造林検査抽出乱数表 (以下「乱数表」という。) を用いて以下の手順により行うものとする。

なお、乱数表は毎年度林務課において更新する。

【無作為抽出手順】

- 1 抽出検査に使用する乱数表は、事務所副所長 (以下「副所長」という。) が別紙 1 - 4 様式第 1 号により指定する。
ただし、一度使用した乱数表は、使用しないものとする。
なお、乱数表の指定は、市町毎、事業主体毎、事業名毎、作業種毎に行うものとする。
- 2 1 申請に係る申請単位が複数ある場合 (国運用第 6 の (2) のイ) は、乱数表を使用して抽出する申請単位を決定する。
ただし、事業主体が異なる申請単位が含まれる場合は、事業主体毎に抽出する申請単位を決定する。
- 3 現地検査を省略することが出来る施行地を市町毎、事業主体毎、事業名毎、作業種毎に申請番号順に任意の連続する番号を附す。
- 4 3 で任意の連続する番号を附された施行地のうち、1/10 以上を検査対象とする。
ただし、1 申請に係る申請単位が複数ある場合 (国運用第 6 の (2) のイ) は、無作為抽出された申請単位において、1 申請に係る総施行地数の 1/10 以上を検査対象とする。
- 5 乱数表を使用し、調査箇所を決定する。
なお、副所長が指定した乱数表を用いて抽出した調査箇所が、検査対象件数に満たない場合は、再度、副所長が乱数表を指定する。

(別紙1-4 様式第1号)

造林事業抽出検査に係る乱数表の指定について

農林（水産）振興事務所 副所長
氏名

「無作為抽出にかかる留意事項（兵庫県造林事業竣工検査内規第26条の1関係）」の1に規定する造林検査抽出乱数表は下記のとおり決定する。

記

1 乱数表を使用する事業等

市町名：

事業主体名：

事業名：

作業種：

2 使用する乱数表番号

No.

乱数表を用いた抽出法

【手順例】

- 抽出検査に使用する乱数表は、副所長が指定する。
 なお、乱数表の指定は、市町毎、事業主体毎、事業名毎、作業種毎に行うものとする。

例) 乱数表 (No.1～No.200) のうち任意のものを副所長が指定。

A市、A森林組合、森林環境保全直接支援事業、間伐 : 乱数表No.63 を使用

A市、A森林組合、森林環境保全直接支援事業、更新伐 : 乱数表No.29 を使用

A市、B森林組合、環境林整備事業、間伐 : 乱数表No.123 を使用

※事業名の「森林環境保全直接支援事業」は県事業名の「公的森林整備推進事業」「流域育成林整備事業」を含み、「特定森林再生事業」は県事業名の「森林緊急造成事業」「保全松林緊急保護整備事業」「被害森林整備事業」を含む。

※作業種の「枝玉片」「定性・列状」「車両系・架線系」等は区別しない。

- 1申請に係る申請単位が複数ある場合(国運用第6の(2)のイ)は、乱数表を用いて検査対象となる申請単位を決定する。

ただし、事業主体が異なる申請単位が含まれる場合は、事業主体毎に検査対象となる申請単位を決定する。

検査対象となる申請単位を決定するために用いる乱数表は、手順1で指定した乱数表の内、適用される施行地が最も多い乱数表を採用する。乱数表の壺Aから順に乱数表に記載されている番号の下1桁を確認し、申請単位に附された番号と一致する番号が出現した場合、その申請単位を検査対象とする。

検査対象となる申請単位は、兵庫県造林事業竣工検査内規第26条第1項(1)のアに基づく単位数を満たすまで同じ手順を行い決定する。

なお、1申請に係る申請単位が10単位以上の場合は乱数表に記載されている番号の下2桁を使用する。

例) 1申請に係る申請単位が3単位の場合 : 抽出する検査対象単位は2単位
 申請単位毎に1～3の番号を附す。

造林検査抽出乱数表(No.111)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
壺	85	132	114	100	174	12	191	129	175	108
式	187	103	123	190	111	73	149	53	135	183
参	124	105	2	196	5	1	136	100	101	47
四	51	114	141	74	190	198	163	80	89	97
五	138	163	45	104	2	12	53	104	2	161
六	36	87	20	75	191	136	196	61	16	115
七	35	16	104	188	45	75	37	141	112	109

壺A→壺J→式A→式J・・・
 の順で使用

上記のとおり、現地確認は「1,2」の番号が附された申請単位で行う。

3 現地検査を省略することが出来る施行地を市町毎、事業主体毎、事業名毎、作業種毎に申請番号順に任意の連続する番号を附す。

4 3で番号を附された施行地のうち、1/10以上を抽出する。

ただし、1申請に係る申請単位が複数ある場合は、検査対象となった申請単位において、1申請に係る総施行地数の1/10以上を抽出する。

例) 検査が省略できる件数：108件

抽出する検査対象件数：108件×0.1=10.8 (小数点以下切り上げ)
=11件以上の現地確認が必要

5 乱数表を用いて現地確認する施行地を抽出する。

乱数表の表Aから順に記載されている番号を確認し、施行地に附された番号と一致する番号が出現した場合、その箇所を現地確認の対象とする。

抽出した番号が上記4で決定した検査箇所件数を満たすまで、同じ手順を行う。

なお、抽出に用いる乱数表が複数ある場合、抽出する本手順を同時に行い、上記4で決定した検査箇所件数を満たすこととする。

例) 調査対象件数が108件ある場合、108以下の数字が出現した場合、その番号を抽出する。

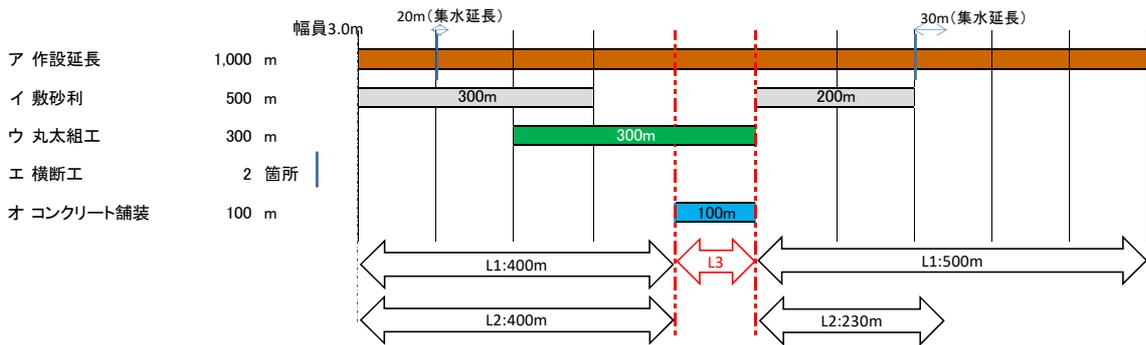
造林検査抽出乱数表(No.111)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
壹	85	132	114	100	174	12	191	129	175	108
貳	187	103	123	190	111	73	149	53	135	183
参	124	105	2	196	5	1	136	100	101	47
肆	51	114	141	74	190	198	163	80	89	97
伍	138	163	45	104	2	12	53	104	2	161
六	36	87	20	75	191	136	196	61	16	115
七	35	16	104	188	45	75	37	141	112	109

表A→表J→表A→表J・・・
の順で使用

上記のとおり、現地確認箇所は「85, 100, 12, 108, 103, 73, 53, 105, 2, 5, 1」の番号が附された計11箇所の施行地で行う。

○森林作業道の単価設定等の考え方 (標準単価のみでは対応できない場合(L3)は、極めて限定的なパターン)



延長(m)	標準単価適用区間		積上区間	計
	L1	L2		
	900	630	100	1,000

※L1,L2,L3は、平成23年5月24日(火)平成23年度民有林森林整備事業打ち合わせ会議造林・間伐分科会の「資料2-1-1」のP10「補助金額の算出」と合わせている。

①標準単価(L1,L2)

- ・土工(標準断面による設定、通知6の(1))
- ※1メートル当たり3,000円以内

	延長(m)	事業費	事業費	事業費計	
a 土工費	2,000 円/m 平均25°	1,000	1,800,000	200,000	2,000,000
小計Ⅰ			1,800,000	200,000	2,000,000

- ・簡易な構造物(標準設計による設定、通知6の(2))
- ※当該部分に限り、1メートル当たり3,000円以内

	延長(m)	事業費	事業費	事業費計	
b 敷砂利	700 円/m 再生砂利	500	350,000	0	350,000
c 丸太組工	2,500 円/m 2段組	300	500,000	250,000	750,000
d 横断工	6,000 円/箇所	50	12,000	0	12,000
小計Ⅱ			862,000	250,000	1,112,000
実延長	630 (L2)				

※横断工の場合、1箇所当たりの設置経費を集水延長で除した単価が3,000円/m以内となる必要がある。今回は、県の設定した単価を、使用する資材の1m当たり2,000円と仮定し、1箇所に3mの資材を使用すると、6,000円/箇所の単価としている。この場合、集水延長が20mと30mなので、路線延長当たり3,000円/m以内となるので標準設計と出来る。

標準設計区間の単価 **1,368** → この単価が3,000円/m以内となる必要がある
 ※土工以外の事業費862,000÷実延長630(L2)=1,368

②森林整備保全事業設計積算要領に基づく積算(L3)

- ・構造物(標準断面及び標準設計が適用できないもの、通知6の(3))

	延長(m)	事業費	事業費	事業費計	
e コンクリート舗装	15,000 円/m	100	0	1,500,000	1,500,000
小計Ⅲ			0	1,500,000	1,500,000

標準設計が適用できないため、この構造物を設置する区間は全て積上での積算となる

合計	2,662,000	1,950,000	4,612,000
(小計Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)			

○正しい考え方

補助対象経費の算出

	経費(円)	間接費
A: 標準単価部分	2,662,000	0~31%
B: 積上部分	1,950,000	積上での間接工事費(Aの率(0~31%)を使用してもよい)

※都道府県が実行する場合:「実行経費」(A+B又は森林整備保全事業設計積算要領)

※都道府県以外が直接実行する場合:「A+B」

※都道府県以外が請負で実行する場合:「A+B」と「実行経費」のいずれか低い額

※L3区間については、設計積算要領に基づく設計図書・積算書をあらかじめ事業実施前に作成し、標準設計が適用できないことの可否も含めて、都道府県の設計審査を受けることが必要。
 更に、事業実行後に測量を行い、必要に応じて積算書を変更して、積算を確定する。

×間違った考え方

単純な経費の計算による単価の考え方

土工費	ア×a=	2,000,000 円
敷砂利	イ×b=	350,000 円
丸太組工	ウ×c=	750,000 円
横断工	エ×d=	12,000 円
コンクリート	オ×e=	1,500,000 円
計		4,612,000 円

$$\frac{\text{構造物分の経費合計 } 2,612,000 \text{ 円}}{\text{構造物を設置した区間の延長 } 730 \text{ m (L2+L3)}}$$

単純平均 **3,578 円/m**

※この単価には、②の標準設計が適用できない区間の経費も含まれており、仮に3,000円/m以内となっている場合でも、この計算は適用できない。積上部分は別に積算しないといけない。

○ 補助金額の算出 (運用第16の3関係)

(1) 都道府県が行う事業

運用16の3の(4) **【実行経費】** × (査定係数/100) × 補助率

- ・実行経費の内容は、標準単価設定通知及び標準工程表に準じるものとする。(運用16の3の(7)関係)
- ・森林整備保全事業設計積算要領に準じることができる。(同上)

(2) 市町村が請負に付して実行した事業

(森林作業道整備のうち運用16の3の(6)により補助金額の算出を行うものを除く)



・実行経費の内容は、標準単価設定通知及び標準工程表に準じるものとする。(運用16の3の(7)関係)

(3) 森林作業道整備

(都道府県が行う事業を除く)

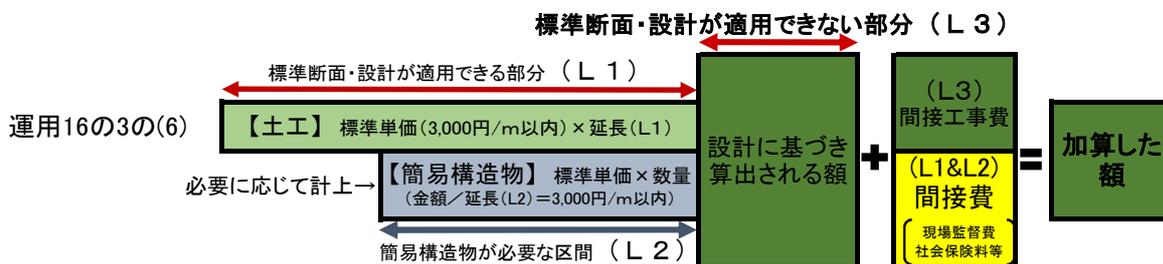
標準断面・設計が適用できる場合 標準経費 × (査定係数/100) × 補助率 = 補助金額



- L1区間 → ・土工については、延長1m当たり3,000円以内で傾斜や土質に応じていくつかの標準断面を設定し、これらに基づき標準単価を設定(標準単価設定等通知第2-6-(1)関係)
- L2区間 → ・土工以外で簡易な構造物が必要な場合は、当該部分に限り、延長1m当たり3,000円以内で、標準設計により標準単価を設定(標準単価設定等通知第2-6-(2)関係)

標準断面・設計が適用できない部分がある場合 (運用16の3の(6)関係) 加算した額 × (査定係数/100) × 補助率 = 補助金額

請負に付して実施する場合は、当該加算額と実行経費とのいずれか低い額



- L3区間 → ・地形や地質、土質の条件から、標準断面及び標準設計が適用できない部分については、森林整備保全事業設計積算要領に基づき設計(標準単価設定等通知第2-6-(3)関係)

森林作業道工事明細表(査定)

施行地
幅員 m延長 m
申請者住所
氏名

第1 工事明細表

区分	数量	単位	単価	金額	備考
土工(切土、盛土)		m			
小計(直接費A)					
小計(直接費B)					
小計(直接費C)					
直接費合計 ①					A+B+C=()
共通仮設費(10.7%) ②	10.7%				① * 10.7%=()
小計 ③					③=①+②
現場管理費					
法定福利費					
間接費 ④					④=③ * 間接比率 =()
小計(工事価格) ⑤					⑤=③+④
消費税相当額 ⑥	10%				⑥=⑤ * 10%
計(本工事費) ⑦					⑦=⑤+⑥
				実行経費	

査定留意

1. 直接費合計で千円未満を切り捨てる。
2. 共通仮設費率を乗じた値を千円未満切り捨てる。
3. 間接費(現場管理費率+法定福利費率)を乗じた値を千円未満切り捨てる。
4. 査定事業費を算出した段階で、千円未満切り捨てる。
5. 消費税相当額は、市町、公社が事業主体となり請負により実施する場合及び総額損益経理の森林組合等が受託で実施した場合で、かつ最終受益者が課税事業者でない場合のみ計上。
6. 市町が請負に付した場合は、実行経費を実行経費欄にその金額を記載するとともに、標準経費(⑦)と比較し低い金額を補助金額とする。

査定	補助対象事業費	査定係数	補助率	補助金額	備考

(事務連絡)
年 月 日

農林(水産)振興事務所長 様

農林(水産)振興事務所長

造林事業補助金交付申請に係る検査結果について(通知)

年 月 日付け第 号で(申請者)より申請のあった造林事業補助金交付申請書に係る検査結果について、下記のとおり通知します。

記

1. 検査結果 合・否
2. 添付資料 補助金検査調書(写)

兵庫県造林事業実施要領（別紙２）

森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の取り扱いについて

この取り扱いについては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日19林整整備第315号林野庁長官通知、以下「返還措置要領」という。）で定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

局長等は、事業実施にあたって返還措置要領、及び本取り扱いに基づき、関係者に対し指導願います。

記

1 補助金等の返還等に係る資料の作成について

(1) 自主返還の場合

林地転用行為届（別紙２－様式第1号）を速やかに提出すること。

林地転用行為届に記載する内容及び添付書類は、別添記載例を参考にすること。

(2) 返還免除協議の場合

返還措置要領第3の4に該当する場合、国へ返還免除協議を行うため（1）に定める林地転用行為届及び施行地等の転用等に係る補助金等の返還免除の協議について（別紙２－様式第2号）を速やかに提出すること。

林地転用行為届及び施行地等の転用等に係る補助金等の返還免除の協議について、に記載する内容及び添付書類は別添記載例を参考にすること。

2 過去に実施した施業地に森林作業道を施行する場合の取り扱い

過去に実施した施業地を通過する森林作業道を施行する場合の取り扱いについて、過去に実施した施業地が転用等制限期間内の施業地であっても、兵庫県森林作業作設指針に適合した森林作業道である場合、該当作業道は転用に当たらない。ただし、過去に実施した施業地で転用等制限期間満了後に実施する森林整備は、既存の森林作業道は除地となるため、留意すること。

3 作業道等を林道へ用途変更する場合の取り扱い

作業道等を林道へ用途変更する場合は、転用等制限期間内（造林計画期間内）であっても補助金の返還は要しないが、農林水産大臣への協議が必要となるので、速やかに林務課に連絡し、指示を受けること。

4 林道等の開設等に伴う転用の取り扱い

造林地を林業経営の用途など（林道敷及び治山施設等）へ転用する場合は、補助金返還及び国への協議は必要ないが、関係書類等については、県民局等において取りまとめ、林務課に提出すること。

なお、関係書類等は上記1の(2)に準ずる。

(別紙2-様式第1号)

林地転用行為届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所
団体名
代表者名
電話 () - 番
電子メール

林地の転用を行いたいので、兵庫県造林事業実施要領第12の規定により届出します。

記

- 1 行為の所在地 市(町) 大字 字 番地
- 2 行為の内容(目的、理由、方法)
- 3 行為の面積等

造林実施 年 度	造林面積	左の内転用 予定面積	補助金受領額	補助金受領 年月日	摘 要
	ha	ha	円		

- 4 行為予定年月日 着手: 年 月 日
完了: 年 月 日

- 5 位置図及びその他必要事項

別添資料

1. 県民局等が自主返還と判断する理由

※具体的に記載すること

2. 転用までの経緯

※簡潔に内容を記載し、下記に準じ時系列に経緯をまとめること

〇〇年▲月▲日：地権者（森林所有者）による補助事業の計画

〇〇年■月■日：補助事業を実施

〇〇年△月△日：補助金交付申請

〇〇年□月□日：現地検査実施

〇〇年◇月◇日：補助金交付決定

〇〇年▽月▽日：補助金支払い完了

▲▲年□月□日：地権者（森林所有者）が〇〇森林組合に転用計画について相談

〇〇森林組合は地権者（森林所有者）に対し、転用制限について説明し転用を思いとどまるよう説得

▲▲年〇月〇日：地権者（森林所有者）が〇〇の理由により転用せざるを得ない旨再度〇〇森林組合に相談

▲▲年〇月□日：林地開発許可申請又は伐採届の提出

▲▲年◇月◇日：〇〇森林組合は転用はやむを得ないと判断し転用届を提出

3. 再発防止策

※県民局等、補助事業者別に再発防止策を具体的に記載すること

(別紙2－様式第2号)

年 月 日

兵庫県知事 様

協議者 住所
団体名
代表者名
電話 () ー 番
電子メール

施行地等の転用等に係る補助金の返還免除の協議について

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった造林事業により実施した
施行地等の転用等に係る補助金の返還免除について協議します。

記

- 1 転用等の理由
- 2 転用等までの経緯
- 3 転用等区域に相当する補助金免除額計算書（国費、県費）
- 4 転用等計画等（計画書、転用等区域図、写真等）
- 5 交付決定通知書（写）
- 6 その他（土地収用法第20条に係る認定書写等）

※適宜、不要な字句は削除すること。

別添資料

1. 転用までの経緯

- 〇〇年▲月▲日：地権者（森林所有者）による補助事業の計画
- 〇〇年■月■日：補助事業を実施
- 〇〇年△月△日：補助金交付申請
- 〇〇年□月□日：現地検査実施
- 〇〇年◇月◇日：補助金交付決定
- 〇〇年▽月▽日：補助金支払い完了
- ▲▲年□月□日：転用にかかる〇〇事業の用地選定等に着手
- ▲▲年〇月〇日：転用にかかる〇〇事業計画に関し地元説明会を開催
- ▲▲年〇月□日：地権者（森林所有者）の内諾を得て、現地の確認、測量を実施
- ▲▲年◇月◇日：地権者（森林所有者）が〇〇森林組合に転用計画について相談
- ▲▲年□月〇日：現地詳細測量が終了
- ▲▲年▲月〇日：地権者（森林所有者）が用地買収に合意
- ▲▲年▲月▲日：森林所有者から別添「林地転用行為届」「施行地の転用に係る補助金の返還免除協議書」の提出

2. 再発防止策

- ※県民局等及び森林組合等の再発防止策を記載すること

補助金に係る書類

補助金交付申請						
申請者の 住所・氏名						
実施年度						
申請年月日						
申請面積 (ha)						
竣工検査						
検査者名						
検査年月日						
検査面積 (ha)						
交付決定・額の確定						
交付決定・確定年月日						
補助金額 (円)						
補助金受領						
受領年月日						
補助金額 (円)						
返還年月日等						
返還年月日						
返還 (免除) 額 (国費：都道府県費)						0 0 0

兵庫県造林事業補助金事務取扱基準

（趣旨）

第1 森林組合代表理事組合長及び森林組合未設立地区にあつては市町長（以下「森林組合長」という。）、長期受委託契約に基づき森林経営計画等を作成し事業主体となる者及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者（以下「受託者」という。）の行う造林事業補助金事務取扱は、造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号以下「規則」という。）、兵庫県造林事業実施要領（平成23年7月1日付け林第1446号以下「実施要領」という。）によるほか、この基準に準じて適正な補助金の執行及び管理に努めること。

（共通事項）

第2 事業主体は、造林事業の実行形態により次のように区分する。

（ア） 森林所有者自らが事業を実施する場合（請負に付した場合を含む）で、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知、以下「国実施要領」という。）別表1の事業規模、事業主体に規定する事業主体としての要件を満たす場合は、森林所有者が事業主体となる。

（イ） 受託造林については、森林組合長並びに受託者が事業主体となる。

2 交付申請の様式は、実施要領に定めるところにより、交付申請者については次のように区分する。

（ア） 前項（ア）の森林所有者自ら交付申請者となる場合

（イ） 前項（ア）の森林所有者から、規則第10第2項の規定に基づき交付申請及び補助金の受領を委任された森林組合長が申請者となる場合（以下「代理申請」という。）。

（ウ） 前項（イ）に基づき、受託者が申請者となる場合

3 前項の補助金の交付申請者は申請に当たっては、造林事業の実施状況等について、次により確認を行うものとする。

（1） 完了年月日が当該年度内であるか確認する。

（2） 現地測量は次により行う。

ア 測量方法は、ポケットコンパス等による測量による。ただし、面積1ヘクタール未満の小施行地については要点間の距離測定による簡易法によることができる。測量始点を簡易な方法で現地に表示する。

イ 測量は、測量野帳（参考様式第1号）を使用する。

ウ 測量成果により施業図を作成する。ただし、方位角及び高低角2度、距離5/100の誤差の限度内とし、これを超えるときは再測量を行う。

エ 保育の面積は、当該森林での人工造林の際の補助金交付決定等に係る施業図又はこれと同程度以上の精度を有する図面から求めることができる。

(3) 森林所有者及び造林地の地番について兵庫県造林事業竣工検査内規第14条の基準により念査して、必要な添付証拠書類を整備する。

4 第3項の造林補助金の交付申請者は、申請にかかる造林地について所管する県民局長及び県民センター長（以下「県民局長等」という。）の行う完了検査に際し、技術員等を立会わせ、現地案内を行うものとする。

5 森林組合長及び受託者は、補助金支払に関する関係証拠書類を、当該補助金を支払った翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。また、必要に応じて造林事業補助金配付明細書（参考様式第2号）を作成し、造林事業補助金配付通知書（参考様式第3号）を森林所有者等に通知するものとする。

（受託造林の場合の取扱い）

第3 受託造林については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁整備課通知、以下「国実施要領の運用」という。）第20の規定によるほか次によるものとする。

(1) 補助金交付申請名義は、委託を受けた森林組合長並びに受託者とする。この場合、補助金交付金申請書の造林者欄は委託者と読み替え、委託者名を記載するものとし、委託契約書には施業のほか森林保険の加入事務も併せて委託する旨及び森林組合の責任に属さない事由による補助金返還の事態が生じた場合には、返還すべき補助金相当額は、森林所有者が負担する旨を明記しておくこと。

(2) 手数料の精算にあたっては、施業受託手数料と事務費の対象経費の精算内訳が重複しないようにする。

(3) 受託契約関係書類は原則として次により作成整備する。

ただし、長期受委託契約に基づく受託造林で、同契約に事業費等の経費について別途協議する旨の規定があり、見積書により協議する場合にあっては、個別の受託契約書を不要とし、イ～オに準じた書類を作成整備する。

ア 受託契約書（別記1の例を参考に作成）

イ 仕様書（別記2の例を参考に作成）

ウ 見積書（別記3の例を参考に作成）

エ 受託事業精算書（別記4の例を参考に作成）

オ 証拠書類

2 受託造林に係る経理処理については実態に応じて、受託経理（立替金、預かり金、受託手数料の勘定科目で処理）と総額損益経理（森林整備収入、森林整備費）のどちらの経理処理によることもできる。

ただし、消費税の取扱については次に留意すること。

ア) 受託経理の場合

受託手数料のみが消費税の課税標準となる。

イ) 総額損益経理の場合

受託金額全額が消費税の課税標準となる。

なお、森林組合長並びに受託者が受託造林を実施し、これに係る造林補助金を受領した場合の経理処理は、造林補助金が受託造林の事業費に充当すべきものであるため、造林補助金を預り金勘定として計上し、この預り金と委託者の自己負担に係る金銭とをもって委託者に対する事業未収金を精算するものとする。

[参考例]

受託経理の場合

区分	借方		貸方		備考
精算まで	現金・預金	100,000	前受金	100,000	受託の前金の一部
	立替金	170,000	現金・預金	170,000	純事業費
	現金・預金	100,000	預り金	100,000	補助金
事業完了のとき	未収金	20,000	森林整備手数料	20,000	
精算のとき	前受金	100,000	立替金	170,000	純事業費
	預り金	100,000	未収金	20,000	収益に計上
				10,000	委託者に返済分

総額損益経理の場合

区分	借方		貸方		備考
精算まで	現金・預金	100,000	前受金	100,000	受託事業費の一部
	森林整備費	170,000	現金・預金	170,000	受託事業費
	現金・預金	100,000	預り金	100,000	補助金
事業完了のとき	未収金	190,000	森林整備収入	190,000	
精算のとき	前受金	100,000	未収金	190,000	
	預り金	100,000	現金・預金	10,000	

(代理申請の場合の取り扱い)

第4 第2の2の(イ)に規定する代理申請の場合、森林組合長は次の手続きを行うものとする。

(1) 完了届けの提出

(ア) 森林組合長は、造林補助金申請及び補助金の受領を委任しようとする森林所有者に、造林事業を終了したときは速やかに事業（人工造林、特殊林地改良、樹下植栽等）完了届（参考様式第4号）、事業（下刈、雪起こし、除・間伐、受光伐、抜き伐り等）完了届（参考様式第4号-2）を提出させるものとする。

(2) 補助金交付申請書の作成及び提出

(ア) 森林組合長は、代理申請により造林事業補助金事務を取り扱う場合には、事業の終了後直ちに現地調査を行い、実行状況を精査した上、事業主体に代わって補助金交付申請書及び施業図の作成、国実施要領の運用第15に規定する書類をとりまとめるものとする。

(イ) 森林組合長は、前項の補助金交付申請書等を作成したときは、これを事業主体に提示して捺印又は自署によるサインを受けるものとする。

(ウ) 森林組合長は、前々項の補助金交付申請書に委任状及び精算依頼書の写しを添付の上、所轄の県民局長等に提出するものとする。

2 代理受領した補助金は、県が交付にあたって示した造林者別内訳に従い、全額造林者に直接配付しなければならない。但し、次に定めるものに限り精算して支払うことができる。この場合は、予め造林者の依頼を受け、かつその委任状及び精算依頼書(参考様式第5号、5-2号)を徴しておかねばならない。

(1) 補助金事務取扱手数料

(2) 当該造林に使用した苗木等の造林資材の立替代金又は売払代金

(3) 当該造林地の森林保険料

3 補助金の配付は金融機関の預金口座を利用して配付することを原則とし、振込書を支払いの証拠とする。現金をもって配付する場合は参考様式第2号の受領欄に受領者の押印又は自署によるサインを受けるものとする。

4 森林組合における代理受領した補助金の経理は次による。

(1) 代理受領した補助金は「預り金」として受入れ、各造林者へ配付するとともに、事務取扱手数料は「利用部門、貸方、造林補助金取扱手数料」として、また森林保険料は「預り金」として経理する。

(2) 補助金申請代理事務に要した経費は、「利用部門、借方、造林補助金取扱費」として経理し、内訳の伝票を整理しておくこと。

5 補助金事務取扱手数料は、原則として実費の範囲内とし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知するなど、その透明化を図るものとする。

6 市町の受ける補助金事務取扱手数料は、前項に準じて定めるものとする。

7 補助金事務取扱手数料の対象となる業務は、次のとおりとする。

(1) 造林予定調書の作成

(2) 位置及び面積の把握（測量を含む）

- (3) 補助金交付申請書の作成（施業図及び位置図の作成を含む。）
- (4) 土地台帳及び付図との照合
- (5) 委任状の作成
- (6) 依頼書の作成
- (7) 交付申請書の提出
- (8) 補助金配布通知書の作成（発送行為を含む。）
- (9) 補助金の受領及び配布行為
- (10) 領収書の受領及び整理
- (11) 竣工の立会い
- (12) 関係用紙の印刷及び配布
- (13) その他知事が適当と認める業務

別記 1

造林事業委託契約書（例）

委託者〇〇〇〇（以下甲という。）と受託者〇〇森林組合（以下乙という。）とは、

第 1 条に定める事業を行うため、次のとおり契約を締結する。

（事業内容）

第 1 条 甲が乙に委託する事業の内容は、次の通りとする。

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 事業名 | (例) 地拵及び植栽事業 |
| (2) 事業地 | 〇〇町大字 字 番地 |
| (3) 事業面積 | 〇〇ha |
| (4) 事業期間 | 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日 |

（権原委譲の制限）

第 2 条 甲は委託契約に定めた事業の行為の一切を乙に委託し、乙はこれを他に委譲してはならない。ただし甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（事業の実行）

第 3 条 乙は、前条に定めるところにより、期限までに誠意をもって事業を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、委託事業の見積書を請求することができるものとする。

（事業の着手・完了）

第 4 条 乙が事業に着手しようとするときは、甲に通知し甲の指示をうけるものとする。

2 乙は、事業完了後すみやかに甲に通知し、甲立会のもとに検査を受け、乙は検査に合格の時に引渡しするものとする。

（精算報告）

第 5 条 乙は事業終了後竣工について甲の確認を得、速やかに受託事業精算書を甲に提出しなければならない。

（経費の負担）

第 6 条 事業に要する費用は、甲の負担とし、この費用は乙に於いて立替支払いすることができる。

（交付申請等）

第 7 条 乙は、この事業に係る補助金の交付申請及び受領に関する事務を行うものとする。

（委託費の支払）

第 8 条 甲は、乙に対して委託費（第 5 条の精算額とする。）を乙の請求後速やかに支払わなければならない。但し、乙において、甲が前条の補助金を受領の際当該委託費を精算することができるものとする。

（委託費の概算払）

第 9 条 乙は甲に対し事業状況により概算払の請求ができるものとする。

（事務処理）

第 10 条 この事業に関し乙の責任に属しない事故(補助金返還を含む。)が生じ

たときは、甲が責任を持って処理するものとする。

(森林保険料)

第 11 条 乙は施業委託を受けた事業地について、甲を被保険者とする森林保険に加入するものとし、甲は加入の事務を乙に委任するものとする。また、保険料は甲の負担とし、第 5 条の補助金受領の際、乙が精算することを承諾するものとする。

(災害補償)

第 12 条 天災等不測の事故により事業の遂行ができない場合、これらの損失は甲の負担とする。

2 事業実施に当たり、第三者よりの異議の申立があった時は、全て甲に於いて解決し、その損害は甲の負担とする。

3 事業実施中、乙の技術上による損失があったときは、その損害は乙の負担とする。

ただし造林事業にあたっては、植栽苗木が植付上の手落により 20%以上枯損したときとし、損失補償は 20%を超える部分とする。

(協議)

第 13 条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
名 称 ○○森林組合
代表者 代表理事組合長

注 1) 共同契約による場合は、甲の住所、氏名欄に「代表○○○○他○○名」とし、契約書の次頁に代表者を含めた委託者全員の住所、氏名を列挙すること。

工 事 着 手 届 (例)

年 月 日

(委託者) 様

(受託者)
住 所
名 称
氏 名

下記のとおり着手しますからお届けします。

工 事 名	
工 事 場 所	
工事着工期日	
そ の 他	

工事しゅん工届 (例)

年 月 日

(委託者) 様

(受託者)
住 所
名 称

氏 名

下記のとおり工事しゅん工したのでお届けします。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
契 約 月 日	年 月 日
契 約 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
しゅん工期日	年 月 日
そ の 他	

新植事業仕様書(例)

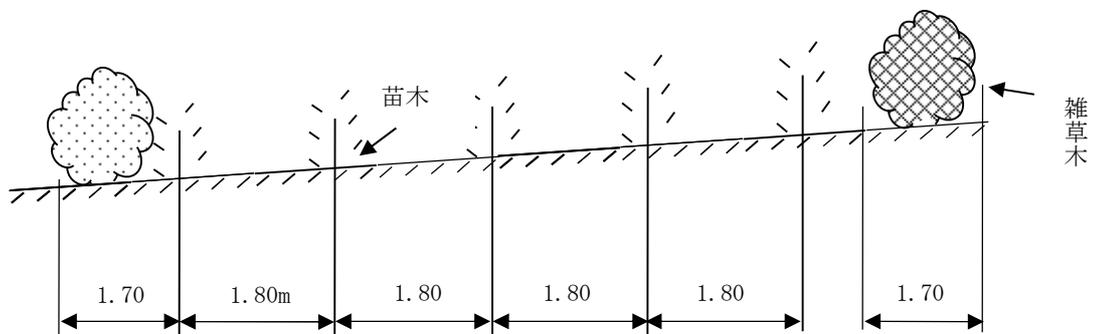
I 総括的事項

- (1) 仕様書及び図面に明示していないもの又は疑義を生じた場合は、契約担当者の指示に従うこと。
- (2) 作業実施に当たって労働者の管理で他設備については、法律の定める所により絶対に違反しないこと。違反を生じた場合は法的に一切の責任を負い速やかに解決すること。
- (3) 作業実施に当たっては造林地の保護管理特に火災の予防には万全の措置を講ずること。

II 施行方法

A 地拵作業

- (1) 造林地の地拵は全刈として、雑、灌木類、笹雑草等は地際より、伐倒又は、刈払うこと。但し、監督者が雪害なだれ防止等が必要あるとする時は、その指示に従って根上げする。
- (2) 造林地に生立している赤・黒松・杉・唐松等の前生樹の処理については監督員の指示に従うこと。
- (3) 刈払い又は伐倒した支障物は下図のように(幅 1.7m、間隔 7.20m 以上)筋条又は沢敷地等の植栽地外へ集積すること。
但し、監督員の指示により地形によって変えることが出来る。



原則として苗木5本以上入れる。

B 植栽作業

- (1) 苗木が苗畑より現地に到着したときは速やかに荷作り及び荷束を解き、風当たりの少ない日陰に地で雨水の停滞しない個所を選定し、苗木が衰弱しないよう処置し、1本並べにして仮植し、根の乾燥と苗のむれを防ぐこと（仮植地より植栽地へ運搬した場合も同様処理する。）
- (2) 植付に当っては一度に多量の苗木を所持させることなく、小分けして所持させ、極力根の乾燥を防ぐこと（必ず苗木袋を使用すること。）
- (3) 植穴は地表の落葉、小枝、雑草等を取除いたうえ苗木の根を十分広げて植付けが出来る様大き目に掘ること。ただし良好な腐植質をはぎとらぬよう注意すること。
- (4) 植付に当たってはていねいに行い、植穴に小枝、落葉その他の雑草、石塊等の雑物をいれずに苗木の根の間には良く土を入れて、土をかけ終わった後は根本の踏付を十分行うこと。
- (5) 植栽本数は原則としてha当り3,000本、松類4,000本とする。
- (6) 植栽木の苗列間は原則として下記表によるものとする。

C 植付距離早見表（傾斜距離）

植付本数 傾 斜	5,000 本	4,000 本	3,000 本	備 考
5°	1.42 m	1.53 m	1.83 m	
10°	1.43	1.62	1.84	
15°	1.46	1.64	1.88	
20°	1.50	1.68	1.94	
25°	1.56	1.74	2.01	
30°	1.63	1.83	2.10	
35°	1.72	1.93	2.22	
40°	1.84	2.06	2.38	

別記3

受託事業見積書(例)

年 月 日

(委託者) 様

〇〇森林組合
代表理事組合長

下記のとおり、事業費の見積りをいたします。

記

1. 事業名

2. 事業場所

市

町大字

字

番地

3. 事業期間

自

郡年

月

日～至

年

月

日

4. 見積金額

円

(内訳)

(受託経理の場合の例)

種別	面積	実行経費			受託手数料	事務費	消費税	森林保険料	合計
		直接事業費	諸掛費	計					

(総額損益経理の場合の例)

種別	面積	事業費	消費税	事業費計	森林保険料		合計

別記 4

受 託 事 業 精 算 書 (例)

年 月 日

(委託者) 様

〇〇森林組合
代表理事組合長

下記の事業について、次のとおり経費精算いたしました。

記

1. 事業名

2. 事業場所

市

町大字

字

番地

郡

3. 契約締結年月日

年 月 日

4. 工期

着工

年 月 日

完工

年 月 日

5. 経費明細書

区 分	金 額	適 用
収 入	前 受 金	
	補 助 金	
	計	
支 出	受託事業費	別紙 事業費明細書のとおり
差引精算支払額		

(参考様式第1号)

測 量 野 帳

整理番号： X累計 mm
事業地名： Y累計 mm
森林所有者： 水距累計 mm
測定者： 高度累計 mm
立会者： 精度 /
測定年月日： 年 月 日
摘要： 面積 ha

視準点	測定点	方位角	高低角	斜距離	水平距離	高低差	Y	X	Z

- 注1：整理番号は、原則として補助金交付申請書の申請番号と一致させる。
注2：事業地名は、字（大字）・地番を記載する。
注3：摘要は、事業の種類を記載する。
注4：面積の単位はhaとし、小数点以下第3位を切り捨て第2位に止める。
注5：角度の単位は度とする。長さの単位はmとし、小数点以下第2位を切り捨て第1位に止める。

(参考様式第2号)

年度 造林事業補助金配付明細書

申請 番号	住所	氏名	補助金交付内訳						補助金精算内訳							差引 対 比 額	支払 月日	受領 印	備考	
			造林 種別	樹種別造林面積				県から交 付された 補助金額	樹種	苗木代金			森林保険料		事務 手数料					計
				ha	ha	ha	ha			計	数量	単価	金額	期間						
								円		本	円	円	年	円	円	円	円	月日		

- (注) 1 現金配付の場合受領印は、個人ごとに別紙とした領収書に押印又は自署によるサインを受け、申請番号順に整理しておくこと。
- 2 2部作成し、各人ごとに切取って様式第3号に使用する。

(参考様式第3号)

年度 造林事業補助金配布通知書

年 月 日

(造 林 者) 様

代理人

〇〇森林組合または受託者
代表

さきに申請の委任があった年度造林事業補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついてはさきに承諾を受けた条項に基づき、下記のとおり差引精算の上配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付には下記のとおり条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

円

2 配付方法

(1) 口座振込 月 日 〇〇銀行〇〇支店貴殿預金口座に振込みました。

(2) 現金交付 月 日 時～ 時の間に本状及び印鑑持参の上〇〇までお越しください。

3 配布明細 (別紙のとおり) 参考様式2号により該当箇所を添付する

4 交付条件

森林環境保全整備事業実施要領 (平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知) 第12に定めるとおりとする。

(参考様式第4号)

造林事業

人工造林
特定林地改良
樹下植栽等
改良
その他

完了届

年 月 日

森林組合代表理事組合長 様
市 町 長 様

造林者
住所
氏名

下記の通り事業を完了したので補助金の交付申請手続きをお願いします。

記

造林地の所在地	前造林の施行状況	保安林別	造林種別	完了した事業の内容					備考
				見込面積 ha	樹種	植付本数本	苗木の入手先	完了月日	
大字 字 番地									

- (注) 1. 造林種別の欄は、拡大造林、再造林、特定林地改良、被害跡地造林、樹下植栽、作業路等の区別を記入する。
2. 作業路については、面積欄に延長を、樹種欄に作業路の種別又は幅員を記入する。
3. 苗木の入手先は、森林組合（完了届を出す組合と異なる組合の場合は組合名も記入）その他に区分して記入する。
4. 備考に、肥培造林、段階造林、特殊地拵に該当する場合はその旨記入する。
5. 造林地位置図は、見取図を付ける。
6. 森林組合が完了届を受理したときは、所有者、地番を確認し、確認方法（「土地課税台帳により確認済」等）及び林班番号を備考欄又は余白に記入しておくこと。

(参考様式第4号-2)

造林事業

下刈
雪起こし
除・間伐
受光伐
抜き伐り
その他

完了届

年 月 日

森林組合代表理事組合長 様
市 町 長 様

造林者
住所
氏名

下記の通り事業を完了したので補助金の交付申請手続きをお願いします。

記

造林地の所在地	事業地の林況		保安林 普通林 別	完了した事業の内容			備考
	樹種	植栽年度 (林齢)		種別	見込面積 ha	本数割合 %	
大字 字 番地							

- (注) 1. 種別の欄は、下刈、雪起こし、除・間伐、受光伐、抜き伐り等の別を記入する。区別を記入する。
2. 本数割合は、下刈を除き、成立本数のうち雪起こし本数、伐倒した不用木、不良木の本数の割合を記入する。
3. 造林地位置図、見取図を付ける。
4. 森林組合が完了届を受理したときは所有者、地番を確認し、確認方法（「土地課税台帳により確認済」等）及び林班番号を備考欄又は余白に記入しておくこと。